

大規模感染症への対応として次に重要なことは、保健所のハード・ソフト両面からの基盤整備である。

ハード面では、危機発生時の職員の宿泊・食事の確保等 24 時間体制を整備すること、すぐに使用できる感染防護具等の資機材を備蓄しておくことなどである。

ソフト面では、平常時から対応マニュアルを整備するとともに、防疫に関する職員の資質を向上・維持させるための研修や訓練が必要である。さらに保健所を中心とした疫学調査や隔離体制・サーベイランスを含む情報システム・医療機関の受け入れや患者搬送システムなどの整備が必要である。

E. 結論

- 1) 大規模感染症対策を目的として東アジア地域の SARS 対策の教訓をもとに現状を分析した結果、現状の課題は、首長を中心とした行政全体の連携と住民とのリスクコミュニケーションを改善することである。
- 2) 具体的な行動指針を作成し、所内整備と関係機関との連携を図ることが必要である。

平成 16 年度厚生労働科学研究費補助金新興・再興感染症研究事業
「大規模感染症発生時における行政機関、医療機関の間の広域連携に関する研究」

分担研究報告書

大規模感染症発生時における行政機関・医療機関等の間の広域連携

分担研究者 青木節子 慶應義塾大学総合政策学部教授

[研究要旨]

大規模感染症予防および発生後の警戒態勢に関して、現在 WHO で改正案検討中の世界保健規則(IHR)がわが国の感染症法や検疫法の運用にもたらし得る影響を、国際組織法を含む国際法を用いて分析した。①この際、国際組織の規則に実質的な法的拘束力を持たせるために国際社会が保健以外の分野で採用している方式を比較検討のため調査し、WTO 諸協定の中の標準化協定に基づいて本来は法的拘束力をもたない規則やガイドラインが条約と同等の遵守を確保される例が近年増加していることを見出した。保健分野においては、国際獣疫事務局（OIE）のガイドラインが WTO 諸協定の 1 つである SPS 協定に基づいて国内履行を義務づけられている。②わが国が改正 IHR を履行するにあたり、貿易、環境、原子力などに関する国際機関の加盟国であることから既に受諾している義務と抵触可能性があるかを調査し、特に国際原子力機関(IAEA)の加盟国として人の原子力傷害に基づいて負う報告義務や国際協力義務との重複が問題となり得ることが判明した。そこで、解決策として、IAEA の加盟国は約 130 カ国であり WHO の加盟国は約 190 カ国であることに鑑みて、IAEA 加盟国については原子力傷害については従来通り IAEA に対する義務を履行していれば WHO に対する義務を履行したとみなすことができるようになり、IAEA 非加盟国のみ新たに改正 IHR に基づき同様の義務を負う仕組みを作成することが国際機関間の連携を円滑に行う上でも望ましいのではないかという結論に達した。また、そのような異なる義務を WHO 加盟国で負うことを可能にするために必要な法的技術について国際組織法の観点から調査を行った。③IHR の履行は、世界の安全保障に対する新たな脅威の 1 つである新興・再興感染症を国際協力により抑止しつつ発生時に早期終焉を図る枠組づくりの 1 つであるが、前述のように法的拘束力のある命令ではないので、主権を主張し孤立を恐れない国家が発生源となる場合の対処が難しい。そこで、国連で推進するヒューマンセキュリティの手法、輸出管理制度などにみられる国際レジームの手法さらにはグローバルガバナンスの理論などが IHR の効果的な履行に有益かどうかを検討し、特に保健分野では上記手法を用いたプログラムを重ねていくことで形式的な法的拘束力の有無とは別の実質的効果を上げることが可能であろうという結論に達した。

A 研究目的

バイオテロリズムを含む感染症の予防および迅速な対応を可能にする法的規制を国際法および国内法の両面から調査することが 3 年間の研究目的であり、平成 16 年度は、大規

模感染症予防および発生後の対処に関して、現在 WHO で改正案検討中の世界保健規則(IHR)がわが国の感染症法や検疫法の運用にもたらし得る影響を、国際組織法を含む国際法を用いて分析した。

B. 研究方法

国際法については、法源の探求が研究の大きな要素を占め、この研究においても条約および慣習法の両面から現行法と法の生成する方向を調査した。また、わが国の法制度を評価し改善点を考察するためには、比較法の手法を用いて主要国の法制度を検討した。国際組織が国家に課すソフトロー的な義務の性質と運用方法は、国際法および国際組織法の法源論にあたる理論分析に多くを負っており、主として法源論についての理論を扱う論文を調査した。また、実際の運用については、国連の専門機関をはじめとする国際組織関係文書を参考にした。平成 16 年度の研究は、現地調査を含まず、すべて文献調査である。

C. 研究成果 D. 考察

平成 16 年度の研究結果は以下のとおりである。

(1) 国際組織の規則に実質的な法的拘束力を持たせるために国際社会が保健以外の分野で採用している方式を比較検討のため調査し、WTO 諸協定の中の標準化協定 (WTO/TBT) に基づいて本来は法的拘束力をもたない規則やガイドラインが条約と同等の遵守を確保される例が近年増加していることを見出した。保健分野においては、国際獣疫事務局 (OIE) のガイドラインが WTO 諸協定の 1 つである衛生植物検疫措置 (SPS) 協定 (植物というタイトルであるが動物も含む。) に基づいて国内履行を義務づけられている。

(2) わが国が改正国際保健規則 (IHR) を履行するにあたり、貿易、環境、原子力などに関する国際機関の加盟国であることから既に受諾している義務と抵触可能性があるかを調査し、特に国際原子力機関 (IAEA) の加盟国として人の原子力傷害に基づいて負う報告義

務や国際協力義務との重複が問題となり得ることが判明した。そこで、解決策として、IAEA の加盟国は約 130 カ国であり WHO の加盟国は約 190 カ国であることに鑑みて、IAEA 加盟国については原子力傷害については従来通り IAEA に対する義務を履行していれば WHO に対する義務を履行したとみなすことができるようになり、IAEA 非加盟国のみ新たに改正 IHR に基づき同様の義務を負う仕組みを作成することが国際機関間の連携を円滑に行う上でも望ましいのではないかという結論に達した。また、そのような異なる義務を WHO 加盟国で負うこと可能にするために必要な法的技術について国際組織法の観点から調査を行った。

(3) IHR の履行は、世界の安全保障に対する新たな脅威の 1 つである新興・再興感染症を国際協力により抑止しかつ発生時に早期終焉を図る枠組づくりの 1 つであるが、前述のように法的拘束力のある命令ではないので、主権を主張し孤立を恐れない国家が発生源となる場合の対処が難しい。そこで、国連で推進するヒューマンセキュリティの手法、輸出管理制度などにみられる国際レジームの手法さらにはグローバルガバナンスの理論などが IHR の効果的な履行に有益かどうかを検討し、特に保健分野では上記手法を用いたプログラムを重ねていくことで形式的な法的拘束力の有無とは別の実質的効果を上げることが可能であろうという結論に達した。

E. 結論

国境を超えた大規模感染症の防止および早期対処のためには第一義的には WHO の IHR に基づく国際協力が重要であるが、多くの世界的な国際組織の課す義務が抵触または重複する可能性があるので、国内の関係省庁の連

携により国として負う義務の抵触または重複を回避する措置を講ずるべきである。その際、WHOについてはIAEAおよびWTOが発する法的拘束力を有する条約またはそれ以外の規則との関係を整理することが重要であろう。

研究発表

予定 論文発表 The Legal Measures against Transnational Communicable Diseases: Measures for Effective Legal Cooperation（「国境を超える感染症に対する法的措置：実効的な司法協力措置」）を2005年8月ソウル開催の第1回公衆衛生法・倫理国際学会で発表予定（First World Conference on Public Health Law & Ethics(WCPHLE 2005) to be held in Seoul in August,2005.）上記題名の論文概要是2005年2月11日付けで事務局より受理済。受理番号W-46 (<http://www.icml2005.com> 参照)

III. 研究成果の刊行に関する一覧表

III 研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
谷口清州	生物テロに対する サーベイランスと疫 学調査、生物化学 テロ対処ハンドブッ ク		診断と治療社			2003	

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
岩崎恵美子	人獣共通感染症にかか わるヒトの公衆衛生体制	公衆衛生	68(10)	784-787	2004
谷口清州	世界規模の感染症監視 体制	臨床と研究	81(10)	1573-1577	2004
谷口清州	GOARNを中心に	カレントテラピ ー	22(11)	113	2004
Yasushi Ohkusa, Kiyosu Taniguchi, Ichiro Okubo.	Prediction of Outbreak in Smallpox and Evaluation of Control Measure Policy in Japan by using Mathematical Model	Journal of Infection and Chemotherapy			(Accepted)
鳩津岳士	生物テロに対する医療 機関の準備と対応	安全医学(日本予防医学リ スクマネージメ ント学会誌)	2(1) 投稿中		2005